

食品安全委員会第 287 回 会 合 議 事 録

1. 日時 平成 21 年 5 月 28 日（木） 14:00 ～14:54

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

(1) 農薬専門調査会における審議状況について

- ・「クロメプロップ」に関する意見・情報の募集について
- ・「プロチオコナゾール」に関する意見・情報の募集について

(2) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について

- ・「パパイヤリングスポットウイルス抵抗性パパイヤ 55-1 系統」に関する意見・情報の募集について

(3) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

- ・農薬「アジンホスメチル」に係る食品健康影響評価について

(4) 食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入に係る平成 21 年度評価依頼予定物質について（厚生労働省からの報告）

(5) 飼料中の残留農薬基準を設定した食品健康影響評価依頼予定物質（平成 21 年度）について（農林水産省からの報告）

(6) その他

4. 出席者

(委員)

見上委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、本間委員

(説明者)

國枝基準審査課長、田中課長補佐

(事務局)

栗本事務局長、大谷事務局次長、大久保総務課長、北條評価課長、角田勸告広報課長、酒井情報・緊急時対応課長、小平リスクコミュニケーション官、猿田評価調整官

5. 配布資料

- 資料 1 - 1 農薬専門調査会における審議状況について〈クロメプロップ〉
- 資料 1 - 2 農薬専門調査会における審議状況について〈プロチオコナゾール〉
- 資料 2 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について
〈パパイヤリングスポットウイルス抵抗性パパイヤ 55-1 系統〉
- 資料 3 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈アジンホスメチル〉
- 資料 4 平成 21 年度食品健康影響評価依頼予定物質について
- 資料 5 飼料中の残留農薬基準を設定した食品健康影響評価依頼予定物質
(平成 21 年度) について

6. 議事内容

◆見上委員長 ただ今から食品安全委員会第 287 回会合を開催いたします。

本日は 7 名の委員が出席です。

また、厚生労働省から國枝基準審査課長、農林水産省から畜水産安全管理課の田中課長補佐に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第 287 回）会合議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

議事に先立ちまして、お手元の資料の確認をお願いいたします。

本日の資料は 6 点ございます。

資料 1 - 1 及び 1 - 2 「農薬専門調査会における審議状況について」。

資料 2 「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について」。

資料 3 「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 4 「平成 21 年度食品健康影響評価依頼予定物質について」。

資料 5 「飼料中の残留農薬基準を設定した食品健康影響評価依頼予定物質(平成 21 年度)について」。

不足の資料等ございませんか。

(「はい」と声あり)

(1) 農薬専門調査会における審議状況について

◆見上委員長 それでは、議事に入らせていただきます。

最初に、「(1) 農薬専門調査会における審議状況について」ございます。本件につ

きましては、専門調査会から、意見・情報の募集のための評価書（案）が提出されています。事務局から説明願います。

◆北條評価課長 それでは、資料1-1と1-2に基づいて御説明いたします。

まず、資料1-1は、「クロメプロップ」の評価書（案）でございます。

評価書（案）の3ページに「審議の経緯」の記載がございますように、本農薬につきましては、1988年に、初回農薬登録をされております。その後、2005年には、ポジティブリスト制度導入に伴いまして、暫定の残留基準値が設定されております。

今回の評価の要請でございますが、2007年3月に、厚生労働大臣より、残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請がございました。

2008年7月には、魚介類に対する基準設定の依頼がございまして、これを受けて、厚生労働大臣より、残留基準設定に係る食品健康影響評価についても要請があったものでございます。

農薬専門調査会におきまして3回御審議いただきまして、評価書（案）が提出されております。

7ページの「開発の経緯」に記載がございますように、クロメプロップは、フェノキシ酸系の除草剤でございます。作用機構としては、根部、茎葉基部及び茎葉部から吸収された後、植物体内を移行してオーキシン作用を攪乱し、その結果、正常な生体制御機構を破壊し枯死させると考えられているものでございます。

「安全性に係る試験の概要」につきましては、8ページから記載されております。まず、「動物体内運命試験」につきましては、ラットを用いて検討がなされております。「表1」にございますように単回投与の T_{max} は6時間でございます。半減期が5から6時間ということで、比較的早く吸収されまして、早く排泄をされる性質のものでございます。

吸収率でございますが、経口投与の試験成績と静脈内投与の試験成績を基に試算をされておりまして、吸収率は84%程度と推計をされているところでございます。吸収されますと臓器及び組織内濃度は低いということございまして、血液中の濃度が一番高いという結果となっております。

ラットにおけます主要代謝経路といたしましては、親化合物のアミド結合の加水分解、側鎖の酸化あるいは水酸化によって生じた化合物の抱合化というものが考えられているところでございます。排泄につきましては、約8割が尿中に排泄されるということで、尿中排泄が主な排泄経路となっております。

「植物体内運命試験」につきましては、稲を用いて検討されております。14 ページの「作物残留試験」の成績が「表 3」にまとめられておりますけれども、玄米可食部におけます親化合物あるいは代謝物について測定した結果、それぞれ定量限界未満であるということで、可食部への移行は少ないと考えられるものでございます。また、魚介類におけます最大推定残留値というものも、試算をされているところでございます。

「毒性試験」の成績は 16 ページ以降にまとめられております。16 ページの「表 5」の「急性毒性試験」の結果を見ますと、急性毒性は弱い化合物であるということでございます。また、17 ページ以降にまとめられております「反復投与毒性試験」の成績でございますが、本農薬につきましては血液、肝臓、副腎に毒性の影響が出てくるということでございます。

「発がん性試験」の結果につきましては、20 ページあるいは 21 ページの「表 9」、「表 10」にまとめられております。ラットにおきましては発がん性は認められなかったということでございます。

一方で、マウスでございますけれども、肝臓の血管内皮腫が高投与群で増加をするという所見が得られているところでございます。ただし、血管肉腫の増加については、「表 11」に記載のとおり、増加が認められないことから、検体投与による影響の可能性は低いと考察をされているところでございます。

「生殖発生毒性試験」の成績が 21 ページ以降にまとめられております。ラットを用いました 3 世代繁殖試験におきましては、妊娠期間が延長されるという傾向が認められるというところでございますが、その外、ラットあるいはウサギを用いた発生毒性試験の成績では、催奇形性の所見は認められなかったということでございます。

「遺伝毒性試験」の成績につきましては「表 13」、代謝物については「表 14」にまとめられているところでございます。一部陽性という結果も出ておりますけれども、全体として評価を行ったところ、生体にとって問題となるような遺伝毒性はないものと判断をされているところでございます。

以上のような試験成績を基に、食品健康影響評価については 26 ページにまとめられておりますが、最終的な ADI につきましては、ラットを用いた 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験の無毒性量 0.62mg/kg 体重/日を根拠といたしまして、安全係数 100 で除した 0.0062mg/kg 体重/日を ADI と設定をするという結果となっているところでございます。

続きまして、資料 1 - 2 のプロチオコナゾールの評価の概要について御説明いたします。評価書（案）の 3 ページ、「審議の経緯」に記載がございますように、今回の評価の要

請につきましては、2008年5月に、小麦、大麦などに対しまして、インポートトレランス申請がなされておりまして、これを受けまして、厚生労働大臣より、残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

5ページの「開発の経緯」に記載がございますが、「プロチオコナゾール」は、トリアゾール系の殺菌剤ということでございます。他のトリアゾール系の殺菌剤と同様に、エルゴステロール生合成系の阻害によりまして、菌類の正常な生育を阻害するとされているものでございます。

7ページ以降に、「安全性に係る試験の概要」がまとめられております。まず、本農薬の特徴ということで、18ページの「植物体内運命試験」の成績を御覧いただきたいと思っております。植物体内運命試験につきましては、小麦、らっかせい、てんさいを用いまして検討がなされているところでございます。

本農薬の特徴でございますが、「表15」から「表19」のデータを御覧いただければお分かりいただけるように、代謝物といたしましてM17が高く分布をしているというところでございます。例えば、「表16」で申しますと、茎葉部にM17が35%存在してございますし、小麦だけではなくて、らっかせいにおきまして「表18」にお示ししますように、やはり茎葉部に28%と高く存在をしております。同様に、てんさいにつきましても「表20」でございますが、やはりM17が非常に高く分布しているということでございまして、この安全性に係る試験につきましては親化合物本体とともに、このM17についてもフルセットのデータが提出されているところでございます。

7ページに戻っていただきまして、まず、「動物体内運命試験」でございますが、ラットを用いて検討をされております。「表1」の試験成績を御覧いただくとお分かりになりますように、本農薬は速やかに吸収され、消失も速やかということで、吸収、排泄は早く行われるというものでございます。

吸収率でございますけれども、本成績で見ますと約93%ということで、大部分が吸収されるということでございます。吸収されますと肝臓、腎臓あるいは赤血球におきまして、比較的高く移行するというものでございます。

ラットにおけます主要代謝経路でございますが、グルクロン酸抱合あるいは脱イオウによりましてM17、これは植物体内に比較的高く分布していたものでございますが、M17が生成するといった経路が推計されているところでございます。

10ページの「表4」でございますけれども、ここに尿及び糞の排泄率が出ております。「表5」には、胆汁排泄を含めた排泄率のデータが出てまいりますが、胆汁排泄の90%あ

るいはこれは他の標識体を用いますと 82%ということで、主要な排泄経路は胆汁中排泄ということでございます。

動物体内運命試験につきましては、M17についても検討が行われておりますけれども、成績につきましては親化合物とほぼ同様の結果ということでございます。

植物体内運命試験は、先ほど御説明しましたように、小麦、らっかせい、あるいは、てんさいなどを用いて検討されておまして、結果については先ほど御説明をさせていただいたとおりでございます。

「毒性試験」の成績でございますが、親化合物の毒性試験の成績が 28 ページ以降にまとめられているところでございます。「急性毒性試験」の成績を見ますと、急性毒性は比較的弱い化合物でございます。また、「反復投与毒性試験」の成績が 29 ページ以降にまとめられておりますが、本農薬の特徴といたしましては肝臓、腎臓、それから、甲状腺へも一部影響が認められるというのが特徴ということでございます。

「発がん性試験」の成績が 33 ページ以降にまとめられておりますけれども、発がん性につきましてはラットあるいはマウスを用いた試験、いずれにおきましても認められておりません。

「生殖発生毒性試験」でございますが、35 ページから記載がございます。2 世代繁殖試験の成績によりますと、着床数の減少といったものが繁殖への影響として認められているところでございます。

発生毒性試験の成績が 36 ページ以降にまとめられております。ラットを用いた発生毒性試験の結果、「表 38」を御覧いただきたいと思いますが、1,000mg/kg 体重/日投与群の胎児におきまして、小眼球症、第 14 肋骨の発生頻度の増加といったものが認められているところでございます。特に小眼球症が認められたということで、追加の試験が発生毒性試験の「ラット (ii)」として実施されております。

この試験におきましては、自然発生における小眼球症の少ないラットを用いて検討をしておりますけれども、この結果では小眼球症は認められなかったという結果となっております。一方で、第 14 肋骨につきましては、痕跡の発生頻度が増加したということで、骨格変異が認められたということでございます。

ウサギを用いました発生毒性試験が 38 ページにまとめられておりますけれども、高投与量群で第 5 胸骨体、後肢末節骨の骨化遅延が認められたという結果でございました。

「遺伝毒性試験」の成績につきましては、39 ページの「表 40」にまとめられておまして、ここでも一部陽性が出ておりますけれども、*in vivo* 小核試験が陰性とか、そうい

う他の試験成績も総合的に見まして、プロチオコナゾールにつきましては生体にとって問題となる遺伝毒性はないと考えられたとなっております。

40 ページ以降に、代謝物 M17 を用いました急性毒性試験、反復投与毒性試験、発がん性及び生殖発生毒性試験の成績がまとめられているところでございます。内容的には、ほぼ親化合物と同様ということでございました。なお、47 ページの「表 56」でございませけれども、「30mg/kg 体重/日以上」というところの胎児の所見欄でございませますが、そこに「不完全骨化」となっておりますが、この「耕」という字は記載ミスでございませして、ここを取っていただきたいと思ひます。

繰り返しになりますけれども、この M17 につきましても一通りの試験が実施をされておりますが、基本的には親化合物とほぼ同様の結果ということでございました。

以上のような試験成績によりまして、全体の食品健康影響評価については 55 ページ以降に記載がされております。最終的な無毒性量あるいは最小毒性量につきましては、56 ページの「表 65」、代謝物等につきましては「表 66」に、試験成績の全体がまとめられているところでございます。この結果でございませけれども、各試験で得られた無毒性量の最小値というものが、この代謝物 M17 を用ひまして、ラットを使った 2 年間の慢性毒性/発がん性併合試験の 1.1mg/kg 体重/日ということであったことから、これを根拠といたしまして、安全係数 100 で除した 0.011mg/kg 体重/日を ADI と設定するというところでございます。

また、暴露評価の対象物質でございませますが、この親化合物と代謝物の M17 と設定をするという結論となっております。

以上、2 つの農薬の概要について説明をいたしました但、本日御了解いただけましたら委員会終了後 6 月 26 日まで 30 日間、国民からの御意見、情報の募集に充てたいと思ひております。

以上でございませ。

◆見上委員長 どうもありがとうございます。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたらよろしくお願ひいたします。

廣瀬先生、どうぞ。

◆廣瀬委員 資料 1-1 のクロメプロップについて、1 つコメントがあります。

21 ページのマウスの「2 年間慢性毒性/発がん性試験」の結果ですが、21 ページの一番上の行から 3 行目にかけて、肝臓で血管内皮腫が有意に増加したけれども、悪性腫瘍であ

る血管肉腫の増加が認められないことから、検体投与による影響の可能性は低いと考えられたと記載されております。マウスの血管系の腫瘍は自然発生として比較的多く認められまして、「表 11」に記載されておりますように、血管内皮腫と血管肉腫を合計した場合、5 から 500ppm にかけて明らかな有意差、用量相関性がなくなってくることを考慮しますと、投与の影響等は考え難いのですけれども、対照群の背景データが残念なことに入手できなかったということがあります。検体投与による影響の可能性は低いという表現になったと理解しております。なお、タイトルが「血管皮腫」になってはいますが、これは「内」が抜けていますので、修正してください。

26 ページの食品健康影響評価の真ん中辺に「各種毒性試験結果から」という記載がありますけれども、これの 3 行目から 5 行目辺りにかけてですが「雄の最高投与群で肝臓の血管内皮腫の発生頻度が増加したが、遺伝毒性試験の結果から、腫瘍の発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く」というように、腫瘍の発生が投与の影響であることを前提としたような書き方になっておりますので、先ほどの 21 ページと整合性を取るためにも、例えば遺伝毒性試験の結果から、少なくとも遺伝毒性発がん物質とは考え難く、評価に当たり閾値を設定することが可能であると考えられたというように、少し表現を変えた方がいいのではないかと思います。

以上です。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。何かございますか。

◆北條評価課長 御指摘のように修正をした上で、パブリック・コメントをしたいと思えます。

◆見上委員長 分かりました。外に何かございませんか。

本間委員、どうぞ。

◆本間委員 確認というか意見ですけれども、プロチオコナゾールの代謝産物がございませぬ。その中で M17 というのは活性が割と高いという中間体でございませぬか。

◆北條評価課長 そのとおりです。

◆本間委員 別途こういう農薬を作ってみようということではなくて、これの1つの農薬の中で使われているということも。

◆北條評価課長 使われているというか、植物体にたくさん代謝物として存在していた、かつ活性もあるということで、こういう検討が詳細に行われているということでございまして、これ自体を単独に農薬として使うということではありません。

◆本間委員 そうですか。分かりました。ありがとうございます。

◆見上委員長 よろしいですか。外に何かございませんか。

よろしいですか。

それでは、本2件につきましては、意見・情報の募集の手続に入ることといたします。

(2) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について

◆見上委員長 次の議事に移らせていただきます。

「(2) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について」でございます。

本件につきましては、専門調査会から、意見・情報の募集のための評価書(案)が提出されています。事務局から説明願います。

◆北條評価課長 資料2に基づいて御説明をいたします。

3ページの「審議の経緯」を御覧いただきたいと思います。今回の評価の要請でございますけれども、2006年1月に、厚生労働大臣より、遺伝子組換え食品等の安全性に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

遺伝子組換え食品等専門調査会におきまして3回御審議いただきまして、本日評価書(案)が提出されたものでございます。

5ページの「評価対象食品の概要」に記載がございまして、今回の評価の対象でございます「パパイヤリングスポットウイルス抵抗性パパイヤ55-1系統」は、弱毒化したパパイヤリングスポットウイルス(PRSV) HA5-1株に由来するPRSV CP遺伝子を導入して作製されておりまして、PRSVの感染の影響を受けずに生育できるとされているものでございます。また、パパイヤ55-1には選択マーカーといたしまして、カナマイシン耐性遺伝子、β-グルクロニダーゼ遺伝子も導入されているということでございます。

食品健康影響評価の概要が5ページからまとめられておりますが、今回の評価につきましては、評価ガイドラインに沿って評価が行われているところでございます。

5ページの「宿主及び導入DNAに関する事項」に記載されておりますけれども、導入遺伝子といたしまして *PRSV CP* 遺伝子、選択マーカーとしての *npt II* 遺伝子、*uidA* 遺伝子という3つの遺伝子が導入されておりますが、その導入につきましては、発現ベクターというものを、パーティクルガン法によって宿主に導入をしているところでございます。

12ページの「6. DNAの宿主への導入方法及び交配に関する事項」に記載がございますように、発現ベクターをパーティクルガン法によって宿主に導入した後、カナマイシン添加培地で選択培養をする。それから、GUS活性を指標に選抜した個体を植物体にまで分化をさせて得られているというものでございます。

評価の概要は先ほど申し上げたとおり、評価ガイドラインに沿って一つひとつの項目が検討されておりますけれども、7ページの一番上の「第2. 組換え体の利用目的及び利用方法に関する事項」に記載がございますように、パパイヤ55-1が挿入されました *PRSV CP* 遺伝子による転写後遺伝子サイレンシングの働きによりまして、*PRSV* の感染による影響を受けずに生育することが可能であると推定をされているところでございます。要するに、ウイルスの増殖プロセスにおきまして、メッセンジャーRNAを分解することによりまして、その後の増殖ができなくなるということで、*PRSV* の感染による影響を受けずに生育できるというメカニズムでございます。

特に評価におきまして論点になりましたのは、遺伝子導入をされている部分の解析でございまして、12ページの「第6. 組換え体に関する事項」の「1. 遺伝子導入に関する事項」でございます。パーティクルガン法によって遺伝子導入をしておりますけれども、具体的にどういった場所に遺伝子が組み込まれているのかといった解析について、詳細に分析した結果を提出し、評価が行われております。

13ページに記載がございますように、今回得られた組換え体につきましては、3か所に遺伝子が入っているということでございまして、「挿入領域A」には、目的の挿入領域、*uidA* 遺伝子発現カセット、*PRSV CP* 遺伝子発現カセット、*npt II* 遺伝子発現カセットの3つが組み込まれていることが確認をされてございまして、具体的には15ページの「図1」でございまして、真ん中に *PRSV CP* 遺伝子、その左に *uidA* 遺伝子、右側に *npt II* 遺伝子が組み込まれているという結果が得られております。その他、断片が挿入領域Bあるいは挿入領域Cに入っていることが、確認されているところでございます。

15ページの下の方でございますが、オープンリーディングフレームの有無についても分

析をされておりまして、その結果、相同性を示す既知の毒性タンパク質あるいはアレルゲンは、見出されなかったという結果となっているところでございます。

以下、幾つかの検討がなされておりまして、**「遺伝子産物のアレルギー誘発性に関する事項」**が16ページ以下にまとめられておりますが、特に大きな問題となるアレルギー誘発性がないことも確認されているところでございます。

18ページにまいりまして、**「組換え体に導入された遺伝子の安定性に関する事項」**ということで、後代における安定性を確認するというところで、4世代のゲノムDNAにつきまして、サザンブロット分析が行われておりますが、各世代において共通のバンドが確認されたということで、組み込まれた遺伝子が安定的に保たれていることも、確認されているところでございます。

19ページにまいりまして**「宿主との差異に関する事項」**ということで、主要構成成分、アミノ酸組成であるとか無機物、ビタミン類などの比較データがございまして、通常のパパイアと同じことが分かっているというところでございます。

このものでございまして、説明が前後いたしましたけれども、20ページに記載がございまして、米国内におきましてUSDAあるいはFDAの認可を受けまして、米国では1998年5月から栽培が開始されておりまして、1999年5月以降、販売されているところでございます。また、カナダでも安全性の認可を受けているところでございます。

以上のような評価を基に、最終的な評価結果でございまして、20ページに記載がございまして、**「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」**に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断されたという結論となっております。

以上、評価の概要について御説明いたしました。本評価書（案）につきましては、本日の委員会終了後6月26日までの30日間、国民からの御意見、情報の募集に充てたいと考えております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容、記載事項に関しまして、御意見、御質問がございましたらよろしくお願いたします。

本間委員、どうぞ。

◆本間委員 在りきたりのことをお尋ねするようではございますけれども、このリングスポットウイ

ルスが付くと、中の果肉等も変質するんですか。

◆北條評価課長 写真でお示しした方がよろしいかと思えますけれども、基本的には少し成熟が不全といいますか、生育しにくくて小ぶりのものになるということで、中については写真で見た上ではそれほど大きな差はないようです。生育が少し悪いようです。

◆本間委員 これを放っておけばウイルスが付くというか、そういうものにさらされるわけですね。そうすると、あらかじめこういう遺伝子を組み込んでおけば内部から抵抗できるものが作ってあるというのが、なかなか理屈はいいように思うんですけれども、これは既に販売されているんですね。

◆北條評価課長 アメリカでは販売されておりますけれども、日本では、もちろん、まだ栽培も販売もされていないと思います。

◆本間委員 もう販売は3年、4年でしたか。

◆北條評価課長 アメリカでは99年以降ですので、もう10年ぐらい経っているということです。

◆本間委員 実際には証明付きみたいなものの経過があるわけですね。

◆北條評価課長 アメリカの方は多分かなり召し上がっておられると思います。

◆本間委員 分かりました。なかなかうまい作り方のようには見えましたが、ありがとうございます。

◆見上委員長 外に何かございますか。

よろしいですか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることといたします。

(3) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

次の議事に移らせていただきます。

「（３）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について」でございます。

農薬 1 品目に係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手續が終了しております。

それでは、事務局から説明願います。

◆北條評価課長 資料 3 に基づいて御説明いたします。「アジンホスメチル」は殺虫剤でございます。国内登録はされておらず、ポジティブリスト制度に伴いまして、暫定の残留基準値が設定されていたものでございます。

今回の評価の要請でございますが、3 ページの「審議の経緯」に記載がございますように、2008 年 9 月に、厚生労働大臣より、残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。いわゆる基本法 24 条 2 項に基づく評価の要請でございました。

本評価書（案）につきまして、4 月 16 日から 5 月 15 日まで、国民からの御意見・情報の募集が行われました。結果でございますが、最後のページに記載がございますように、1 件いただいております。

御意見でございますけれども、評価の中で、動物体内運命試験のラットの成績に関する部分でございますが、匹数不明のデータということで、これは無意味なデータと感じましたということでございます。

この点につきましては、今回の評価がいわゆる評価書評価ということで、海外の評価機関における評価書を基に評価が行われているということで、確かに詳細な匹数についてはデータが確認できなかったわけでございますが、その他有益な情報を含んでいるということで、この評価書を基に評価が行われていると回答させていただきたいと思っております。

その他、特に評価に影響のあるコメントはいただいておりますので、今回の評価につきましては専門調査会の結論をもちまして、関係機関に通知をしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたらよろしくお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、本件につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、「アジンホスメチルの一日摂取許容量を 0.0014mg/kg 体重/日と設定する。」ということによろしいでしょうか。

**(4) 食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入に係る平成 21 年度
評価依頼予定物質について**

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「(4) 食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入に係る平成 21 年度評価依頼予定物質について」でございます。

厚生労働省から報告があります。國枝基準審査課長、よろしくお願いたします。

◆國枝基準審査課長 厚生労働省の基準審査課の國枝でございます。それでは、資料 4 に基づきまして御報告したいと思います。

平成 21 年度の食品健康影響評価依頼物質ということで、ポジティブリスト制度導入に関連しまして毎年度初めに当たり、その年の食品健康影響評価を依頼する物質について、御説明をしているところでございます。今年度は、104 物質についてお願いをしたいと思っております。次のページにお示ししているものから、具体的をお願いをする物質でございます。これらについて、実際にどのような形で依頼物質を設定したかにつきまして、御説明をしたいと思っております。

まず 1 つは、優先物質とそれ以外ということで依頼物質を分けておりますが、今回も優先評価物質に該当するものはございません。具体的には JECFA あるいは JMPR などの国際リスク評価機関で ADI を設定できないと評価されたものは該当はないということ、それから、マーケットバスケット調査の結果で、我が国の食生活 1 日当たりの摂取量が比較的多いと推定されるものについても該当はございません。それから、発がん性などの新たな重要な毒性知見の得られたものも該当なしということでございました。

以上ということで、優先評価物質に該当するものはございません。

次に、優先物質以外の物質の選定の考え方でございますが、平成 20 年度の評価依頼物質のうち、20 年度中に評価の依頼ができなかった物質につきまして、資料入手の可能性の観点から再度整理をさせていただきました。次に、食品安全委員会から有機リン系の農薬を例にしまして健康影響の懸念が高い物質を優先すべきということで、これは中国産ギョーザの事案を受けたものでございますが、こういった御意見がございましたので、年度内に

資料収集が可能な有機リン系の農薬を選定しました。

それから、農林水産省から農薬の登録、動物用医薬品の承認、飼料添加物の指定の観点から、平成 21 年度中に評価することについて要請がある物質についても、選定をさせていただきます。具体的に言いますと、この選定の考え方に従いますと、平成 20 年度からの繰り越し分が 109 剤、平成 21 年度の新規分が 45 剤ということで、トータル 154 剤となります。これについては次のページから、平成 20 年度からの繰り越し分については、左側から 2 番目のカラムのところに「H20」と書いてございまして、空欄の部分は今回新たに追加したものになります。この 154 剤のうち先ほどお話しました 27 剤が有機リン剤となっております。

用途別の内訳でございますが、これも次のページからの具体的な現在の規制の状況だとか、あるいは基準参照国などが参照で付いておりますけれども、このところを御参照いただくこととなりますが、農薬が 132 剤、動物用医薬品が 31 剤、飼料添加物が 8 剤ということになりまして、このうち農薬、動物薬、飼料添加物すべてに該当するものが 1 剤、農薬と動物薬に該当するものが 12 剤、動物薬と飼料添加物に該当するものが 3 剤となっております。

これまで 18 年度からの総計になりますけれども、以上ということで 18 年度が 133 物質、19 年度が 96 物質、20 年度が 42 物質、21 年度が 154 物質ということで、計 425 物質ということになります。そういうことですので、今年度すべて今回の 154 物質についてお願いをしますと、大体約 6 割弱が今年度も含めて依頼したことになります。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等ございましたらよろしく願いいたします。よろしいですか。

◆本間委員 今、全部で 6 割弱を超えたということですね。

◆見上委員長 終わればね。

◆本間委員 あと 2 年残っている。

◆見上委員長 2年というか、もう5年の期間は終わってしまいますね。

◆國枝基準審査課長 18年度から計画的ということで5年を目途にしましたので、毎年約150剤ずつお願いをしておりましたが、実際には昨年は42物質の依頼だったわけですし、繰り越しが相当多かったわけです。この理由というのが、国内の評価書については、農薬抄録の整備ということで、海外の状況も含めてかなりしっかり整備をしなければいけないというので、かなり遅れているということ。それから、海外からの評価書についても、なかなかたくさんのがございますので、国によっては完全にすぐに準備ができていないという状況で、これら2つが主な要因ということで遅れております。

◆見上委員長 長尾委員、どうぞ。

◆長尾委員 有機リン剤を優先ということなんですけれども、非常に市場に出回っている大物があると思いますが、それは入っていますか。じきに来るんでしょうか。

◆國枝基準審査課長 この件については、農薬に関連する4府省で定期的に情報連絡を行っておりまして、個別のものについてどれがというのは私はすぐにお答えできないんですが、有機リン系の重要なものから先にやっていく形と認識しております。

◆長尾委員 是非よろしくをお願いします。

◆見上委員長 外に何かございますか。よろしいですか。國枝基準審査課長、どうもありがとうございました。

(5) 飼料中の残留農薬基準を設定した食品健康影響評価依頼予定物質(平成21年度)について

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「(5) 飼料中の残留農薬基準を設定した食品健康影響評価依頼予定物質(平成21年度)について」でございます。

農林水産省から報告がありますので、田中課長補佐、よろしくお願いたします。

◆**田中課長補佐** 畜水産安全管理課の田中でございます。本日は、課長の境が所用にて出席できませんので、代わりに御説明をさせていただきます。

21年度の評価依頼予定物質につきましては、資料5でございますけれども、「記」のところに39成分を記載させていただいております。この39成分につきまして依頼を予定させていただいているところでございます。

2ページ目をお開きいただきたいと思っておりますけれども、現在、飼料安全法に基づきまして2から3ページに掲げました60成分について、飼料中の農薬の残留基準値を定めてございます。これらの農薬につきまして、計画的にMRLの見直しが行なわれるということで、それに伴って飼料安全法に基づきますこの飼料中の農薬の残留基準値につきましても、見直しをするということでございます。

平成21年度につきましては、この2、3ページの右側に「H21」と書いてありますものにつきまして、39成分、諮問を予定させていただいているということでございます。

以上でございます。

◆**見上委員長** どうもありがとうございました。それでは、ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等ございましたらよろしくお願ひします。

よろしいですか。田中課長補佐、どうもありがとうございました。

外に議事はございませんでしょうか。

◆**大久保総務課長** 特にございません。

◆**見上委員長** ありがとうございます。これで本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。

以上をもちまして、食品安全委員会第287回会合を閉会いたします。

次回の委員会会合につきましては、6月4日（木曜日）14時から開催を予定しておりますので、お知らせいたします。

なお、先週の委員会でもお知らせしましたが、当委員会は、来週6月1日から、港区赤坂5-2-20にあります赤坂パークビルの22階に移転いたしますので、併せてお知らせいたします。

本日はどうもありがとうございました。以上です。